

地球温暖化対策の検討に関する専門委員会設置要綱

平成20年4月25日

環境部長決裁

(設置)

第1条 本県の地球温暖化対策の強化について検討するため、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的な議論を幅広く行い、意見、提言等を行う。

- (1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画の策定及び進行管理に関すること
- (2) 本県の温暖化対策に係る施策に関すること
- (3) その他、環境部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は環境部長が選任する。
- 3 委員会に座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選により選出し、座長代理は座長が指名する。
- 4 座長は委員会を代表し、議事を総括する。
- 5 委員会には、特別委員を置くことができる。

(会議)

第4条 委員会は、座長が招集する。

- 2 座長に事故あるとき又は座長から委任を受けたときは、座長代理がその職務を代理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(小委員会)

第5条 委員会は、特定事項を調査検討するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員は、委員及び特別委員のうちから座長が指名する。
- 3 小委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員長は委員会の委員の互選により選出し、委員長代理は委員長が指名し委員長に事故あるとき又は委員長から委任を受けたときその職務を代理する。
- 4 委員長は小委員会を招集し、議事を総括する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開する。ただし、公開することにより率直な意見の交換若しくは不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるときは、公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部温暖化対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は平成20年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。